

○雲仙市千々石農産物直売所の管理運営に関する規則

平成27年6月11日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、雲仙市千々石農産物直売所の設置及び管理に関する条例(平成27年雲仙市条例第2号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、雲仙市千々石農産物直売所(以下「直売所」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 直売所の休館日は、毎年1月1日から1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日若しくは臨時の開館日を定めることができる。

(開館時間)

第3条 直売所の開館時間は、午前8時30分から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(利用許可の申請)

第4条 条例第5条の規定により直売所の利用の許可を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、雲仙市千々石農産物直売所利用(変更)許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その利用が適当と認めたときは、雲仙市千々石農産物直売所利用(変更)許可書(様式第2号)を当該利用者に交付する。

2 利用を許可された後、管理上突発的な事態が発生し、許可した日の利用が不可能と市長が判断した場合は、許可した日の利用許可は、無効とする。

(使用料の納付)

第6条 利用者は、条例第7条に規定する使用料を、使用した月の翌月10日までに市長に納めなければならない。

(許可事項の変更)

第7条 利用者が利用許可された事項を変更しようとするときは、既に交付を受けた許可書を添え、第4条の申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する変更申請があったときは、第5条第1項の規定に準じ、変更後の利用が適当と認めたときは、同項の許可書を交付する。

(使用料の減免)

第8条 条例第8条の規定に基づき、使用料を減額し、又は免除することができる場合及び額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 雲仙市又は雲仙市教育委員会等が主催又は共催若しくは協賛する行事のために利用する場合 全額

(2) 国又は他の地方公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために利用する場合 全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に減額し、又は免除すべき理由があると認める場合 市長が必要と認める額

2 利用者は、前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするときは、雲仙市千々石農産物直売所使用料減額(免除)申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減額又は免除を許可したときは、雲仙市千々石農産物直売所使用料減額(免除)許可書(様式第4号)を利用者に交付する。

(許可書の携帯)

第9条 利用者は、直売所を利用しようとする場合は、許可書を携帯し、市長の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(遵守事項)

第10条 利用者は、建物及び附帯設備等を損壊することのないよう十分注意を払うとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用責任者は、利用者の指導監督等一切の責任を持つこと。
 - (2) 利用者は、直売所を許可された目的以外の用途に利用してはならない。
 - (3) 利用の許可を受けていない施設及び附帯設備を利用しないこと。
 - (4) 許可を受けた場合を除き、直売所を利用するための特別の設備を施し、又は造作を変えないこと。
 - (5) 利用時間を厳守し、利用前の清掃及び整頓を行うこと。
 - (6) 指定の場所以外において、火気を使用しないこと。
 - (7) 施設内は、禁煙とする。ただし、設置された喫煙場所における喫煙は、許可する。
 - (8) その他市長の指示すること。
- 2 市長は、前項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、直ちに当該利用者の利用を禁止することができる。
- (盗難等による亡失)
- 第11条 盗難等による利用者の金銭、物品等の亡失について、市は、一切その責めを負わない。
- (事故の責任)
- 第12条 利用者及び第三者の不注意その他管理者の責めに帰することのできない原因による事故については、市は、その責めを負わないものとする。
- (指定管理者による管理)
- 第13条 条例第12条の規定により直売所の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、直売所の休館日及び開館時間を変更し、又は別に定めることができる。
- 2 条例第12条の規定により直売所の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条から第10条までの規定を準用する。この場合において、第4条から第7条まで、第9条及び第10条の規定中「市長」とあり、様式第1号及び様式第2号中「雲仙市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条及び第8条並びに様式第2号から様式第4号までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
- 3 指定管理者は、建物及び設備等を損壊することのないよう十分注意を払うとともに、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 市長の定めた事項を遵守し、常に善良な管理と注意をもって使用しなければならない。
 - (2) 直売所を設置された目的以外の用途に利用し、又はその利用する地位を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
 - (3) 管理の指定を受けていない施設及び附帯施設を使用しないこと。
 - (4) 市が認めた場合を除き、直売所を管理するための特別の設備を施し、又は造作を変えないこと。
 - (5) 利用前の清掃並びに利用後の清掃、整頓並びに電灯及び設備の点検を行うこと。
 - (6) 指定の場所以外において、火気を使用しないこと。
 - (7) 施設内は、禁煙とする。ただし、設置された喫煙場所における喫煙は、許可する。
 - (8) 管理する施設、設備及び備品等を破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告するとともに、指定管理者が責任を持って原状に回復すること。ただし、特殊な破損については、市と協議すること。
 - (9) その他市長の指示事項に従うこと。
- 4 市長は、前項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、直ちに当該指定管理者の管理を禁止することができる。
- 5 盗難等による指定管理者の金銭、物品等の亡失について、市は、一切その責めを負わない。
- 6 指定管理者の責めに帰すべき理由により、市、利用者又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償する。
- 7 指定管理者は、直売所の施設の原形を変更しようとするときは、雲仙市千々石農産物直売所原形変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- (その他)
- 第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
附 則(令和元年10月3日規則第8号)
この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条、第7条関係)

様式第1号(第4条、第7条関係)

雲仙市千々石農産物直売所利用（変更）許可申請書

年 月 日

雲仙市長 様

団 体 名

住 所

代表者氏名 印

電話 ()

下記により農産物直売所を利用（利用変更）したいので申請します。

利用年月日	年 月 日 ()から 年 月 日 ()まで (日間)
利用目的 ※変更時は変更後の目的	
利用責任者	氏 名 連絡先 TEL
利用許可番号 ※変更時	
許可年月日 ※変更時	年 月 日
備考	

様式第2号(第5条、第7条関係)

様式第2号(第5条、第7条関係)

雲仙市千々石農産物直売所利用（変更）許可書

年 月 日
様

雲仙市長 

下記のとおり農産物直売所の利用（利用変更）を許可します。

利用年月日	年 月 日 ()から 年 月 日 ()まで (日間)
利用目的	
使用料	売上金額の パーセント (変更前：売上金額の パーセント)
利用責任者	氏 名 連絡先 TEL
利用許可番号	
許可年月日	年 月 日
許可条件	(1) 利用責任者は、利用者の指導監督等一切の責任を持つこと。 (2) 利用者は、直売所を許可された目的以外の用途に利用してはならない。 (3) 利用の許可を受けていない施設及び附帯設備を利用しないこと。 (4) 許可を受けた場合を除き、直売所を利用するための特別の設備を施し、又は造作を変えないこと。 (5) 利用時間を厳守し、利用前の清掃及び整頓を行うこと。 (6) 指定の場所以外において、火気を使用しないこと。 (7) 施設内は、禁煙とする。ただし、設置された喫煙場所における喫煙は、許可する。 (8) その他市長の指示すること。

様式第3号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

雲仙市千々石農産物直売所使用料減額(免除)申請書

年 月 日

雲仙市長 様

団 体 名

住 所

代表者氏名 ㊟

電話 ()

下記により、農産物直売所使用料の減額(免除)を受けたいので、申請します。

利用日時	年 月 日 ()から 年 月 日 ()まで (日間)			
利用目的				
申請理由				
減額 免除	申請額	規定使用料	減額(免除)申請額	納付額
		売上金額の パーセント	売上金額の △ パーセント	売上金額の パーセント
摘要	規則第 条第 号該当			

様式第4号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

雲仙市千々石農産物直売所使用料減額(免除)許可書

年 月 日

様

雲仙市長 印

下記のとおり農産物直売所の使用料を減額(免除)します。

利用年月日	年 月 日 ()から 年 月 日 ()まで (日間)
利用目的	
使用料	・ 免除 ・ 減額：売上金額の ｈﾟｰセント (△ ｈﾟｰセント)
利用責任者	氏 名 連絡先 TEL
利用許可番号	
許可年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第13条関係)

様式第5号(第13条関係)

年 月 日

雲仙市長 様

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名 ⑩

雲仙市千々石農産物直売所原形変更承認申請書

下記のとおり施設の原形を変更したいので、雲仙市千々石農産物直売所の管理運営に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 原形変更の設備名

2 変更目的及び理由

3 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類

①原形変更位置図

②原形変更工事設計書

③その他